

ふれあい福祉コーナー

母子・寡婦福祉 資金貸付制度

母子家庭のお母さんおよび寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

■貸付資金の種類

就学支度、修学、修業、就職支度、技能習得、医療介護、生活、転宅、住宅、事業開始、事業継続、結婚
 ①母子家庭の母(20歳未満のお子さんを扶養)
 ②配偶者が死亡または配偶者と離婚し、現に結婚していない方
 ③配偶者が1年以上遺棄されている方
 ④配偶者が外国に在り、その扶養を受けることができない方
 ⑤配偶者が精神または身体の障がいにより長期にわたって働けない方
 ⑥配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
 ⑦婚姻によりないで母となり、現に結婚していない方
 ⑧父母のない20歳未満の児童

③寡婦(母子家庭の母であった方で、現在も①のいずれかに該当する方)
 ④離婚などで配偶者のいない40歳以上の女性であって、母子家庭の母または寡婦以外の方
 ⑤①および③に該当する方の子で、お母さんや寡婦の方が連帯保証人としての要件を満たしている方(修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金のみ)
 ※①③④は所得制限あり

■貸付の申請

子育て支援課で受け付けましたのち、埼玉県東部中央福祉事務所にて調査、審査し決定します。
 737・2132
 問 埼玉県東部中央福祉事務所 ☎048・

ひとり親家庭児童 就学支度金支給制度

困次の要件にすべて該当する方(生活保護受給者は除く)
 ▼母子家庭の母、父子家庭の父または父母のない児童を養育している方
 ▼市民税非課税世帯▼平成25年4月に中学校へ入学予定
 支給額 児童一人あたり1万円
 申 12月28日(金)までに、子育て支援課(☎209)へ。

※児童扶養手当受給者のうち、対象の方は、現況届の提出時に手続き済みのため申請は不要です。



スマートフォン不正アプリによるトラブル急増中

【事例】無料でアダルト画像が見られるというアプリ(アプリケーショントウェア)をインストールした。見てすぐにアプリを削除したが、利用料金9万円の請求メールが届いたり「家まで取りに行く」「怖い思いをしてみよう」と脅す電話があり困っている。

急激に普及しているスマートフォンは、インターネットを楽しんだり、アプリを自由にインストールして活用できるのが魅力です。しかし、悪意のあるアプリ提供者から攻撃を受けやすい環境であり、従来の携帯電話よりも注意が必要です。

Android端末でアプリを利用する場合、アプリ提供者が求めるスマートフォン内の一定の機能や情報(端末のIDや電話番号、メール

アドレス、位置情報など)へのアクセス許可に同意し、インストールすると、アプリ提供者は許可された事項にアクセスすることが出来ます。しかし、アクセス許可された情報が悪用されると、事例のように架空・不当請求を受ける場合があります。また、アプリから読み取られた情報が悪用されるケースもあり、不正なアプリによると思われるトラブルが急増しています。

【消費者へのアドバイス】

①アプリを入手する場合は、ウイルス対策を行ない、必ず公式マーケットなどの信頼できる場所からインストールしましょう。

②Android端末の場合、アクセス許可の一覧を見て、アプリがどのような機能や情報へアクセスする

のか確認しましょう。アプリの機能と関係ない不自然なアクセス許可を求めるインストールは避けましょう。
 ③情報が悪用される不正アプリかどうかは、総合的に判断するしかありません。未成年者が使用する場合は、フィルタリング機能をかけたり、アプリの利用やインストールを制限するなど対策が必要です。
 ④アダルトサイトなどの架空・不当請求は、<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/ganda/cyuuhou-120508.htm>をご覧ください。

問 商工観光課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999



1月 各種無料相談

☎996-2111

★法律相談の予約方法は、☎電話のみとなります。12/29(土)～1/3(木)は、いずれの相談もお休みです。

法律相談

法律上の諸問題についての相談
 ※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約
 日 毎週金曜日(祝日を除く) 午後1時20分～4時
 ※4日はお休み
 場 市民相談室
 定 8人(事前予約制)
 広聴広報課 ☎373

くらしの相談

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談
 日 1月9日(水) 午後1時30分～3時30分
 場 市民相談室
 広聴広報課 ☎373

多重債務相談

借金やクレジット問題についての相談(弁護士が相談)
 日 1月10日(木)・24日(木) 午後1時20分～4時20分
 場 市民相談室
 定 6人(事前予約制)
 商工観光課 ☎336

行政書士相談

官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談
 日 1月21日(月) 午後1時～4時
 場 市民相談室
 広聴広報課 ☎373

税理士相談

相続税など税金全般についての相談
 日 1月7日(月) 午後1時～4時
 場 市民相談室
 広聴広報課 ☎373

女性相談

女性が抱えるさまざまな悩みについて(女性相談員が相談)
 日 1月17日(木) 午後1時～4時
 場 市民相談室
 定 3人(事前予約制)
 日 毎週水曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時
 場 市役所駅前出張所内相談室
 定 5人(事前予約制)
 人権・男女共同参画課 ☎811

こころの健康相談

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が相談)
 日 1月7日(月) 午後1時～2時30分
 場 保健センター
 定 2人(事前予約制)
 健康増進課 ☎995-3381～3

内職相談

内職の求人、求職のあつせんについての相談
 日 毎週火曜日(祝日を除く) 午前10時～正午 午後1時～3時30分
 場 市民相談室
 商工観光課 ☎336

消費生活相談

悪質商法などのトラブルや消費生活全般についての相談
 日 毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～正午 午後1時～4時
 場 消費生活相談室
 商工観光課 ☎336

人権相談

プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が相談)
 日 1月10日(木) 午後1時～4時
 場 第3会議室
 人権・男女共同参画課 ☎811

若年者就職相談

若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが相談)
 日 1月6日(日)・20日(日) 午前10時～午後4時
 場 勤労青少年ホームゆまにて
 定 5人(事前予約制)
 ゆまにて ☎996-0123

心配ごと相談

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談
 日 1月9日(水)・16日(水) 午後1時～4時(電話相談可)
 場 身体障害者福祉センターやすらぎ
 社会福祉協議会 ☎998-7616

教育相談

児童・生徒の言動や教育についての相談
 日 毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時30分～午後4時
 場 教育相談所
 教育相談所 ☎995-0077

家庭児童相談

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談
 日 毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時
 場 家庭児童相談室
 子育て支援課 ☎472

子育て相談

子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが相談)
 日 1月24日(木) 午前10時～午後1時
 場 だいら児童館わんぱる
 定 3人(事前予約制)
 わんぱる ☎999-0321

子育て電話相談

子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が相談)
 日 毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後3時
 場 中央保育所 ☎998-7711

休日・夜間納税相談

市税・国民健康保険税の納付についての相談
 日 1月20日(日) 午前9時～午後4時 毎週木曜日(祝日を除く) 午後5時15分～7時
 場 納税課
 納税課 ☎330

不動産相談

マンションおよび不動産取引全般についての相談
 日 1月8日(火) 午後1時～4時
 場 市役所駅前出張所内相談室
 広聴広報課 ☎373